

年末年始休みのお知らせ



12月29日(木)から1月3日(火)まで原則市の公共施設は休みです。一部の施設は下表のとおり休みが異なるので、注意してください。

業務・施設	27 (火)	28 (水)	29 (木)	30 (金)	31 (土)	1/1 (日・祝)	2 (月・祝)	3 (火)	4 (水)	5 (木)
市役所、各公民館など*、市民文化会館、体育施設、歴史民俗資料館(北原白秋記念館)、市シルバー人材センター、コミュニティバス			休	休	休	休	休	休		
小中学校(学校閉庁日)	休	休	休	休	休	休	休	休	休	休
柳川古文書館、図書館、水の郷、サンブリッジ、まほろばやまと		休	休	休	休	休	休	休	休	休
可燃ごみの収集		休			休	休	休	休	休	
不燃ごみの収集				休	休	休	休	休		
資源物の収集	休		休	休	休	休	休	休		休
資源物回収拠点(3庁舎)、有明ひまわりセンター、橋本処分場			休	休	休	休	休	休		
柳川リサイクルセンター(三橋町久末)				休	休	休	休	休		
し尿のくみ取り、浄化槽清掃				休	休	休	休	休	休	
柳川よかもん館					休	休				
有峰苑みやま柳川(火葬場)						休				

*各公民館など=大和・三橋生涯学習センター、各校区公民館・コミュニティセンター、旧戸島家住宅

佐賀空港へのオスプレイ等配備計画の経過を説明

佐賀県と九州防衛局が金子市長を訪問 今後は事務レベルで協議していくことを確認

11月1日、佐賀県有明海漁協は佐賀県と結んでいる佐賀空港の自衛隊共用を否定した協定を見直し、共用を認めることを決定しました。これを受けて11月4日、佐賀県から進政策部長らが金子市長を訪問。平成26年の「佐賀空港の自衛隊使用要請」から今年11月1日の「佐賀県有明海漁協による自衛隊共用容認」までの経過を説明しました。また、今後の市と佐賀県の協議の考え方などが示されました。金子市長は訪問への感謝を述べ、自衛隊から示される具体的な運用計画などを見ながら、市と佐賀県で協議していくことを確認しました。

続いて、11月11日に九州防衛局の伊藤局長らが訪問。佐賀空港への陸上自衛隊配備の必要性やその計画を説明しました。金子市長は市民の安全、安心の担保や基地からの排水によるノリ漁への影響などの懸念を伝え、飛行ルートや訓練回数など具体的な情報提供を要請。九州防衛局からは「真摯に対応していきたい」との回答がありました。また、「柳川市と協議ができることは始めていきたい」との考えも示されました。今後は事務レベルでの協議を開始していく予定です。

【問】市生活環境課環境係 ☎77・8485



佐賀県の進部長(右)が経過を説明



九州防衛局の伊藤局長(左)が金子市長と会談

社会教育の発展に貢献した24人を表彰

長年にわたり、公民館活動やスポーツ推進を支える

市は11月15日、令和4年度の社会教育功労者表彰式を市役所三橋庁舎で開きました。これは、長年の公民館活動などで、市の社会教育の発展に寄与した人を表彰するもの。今年度は24人を表彰しました。受賞した人は次のとおりです(敬称略)。

●公民館 大村直(城内公民館長)、山田純二(矢留公民館専門委員)、石橋秀樹(同)、古賀信次(同)、山田徳子(東宮永公民館専門委員)、河野一代(同)、吉川一彦(中ノ切東地区公民館長)、古賀利彦(西六十丁西地区公民館長)、亀崎忠治(中六十丁地区公民館長)、内田慎太郎(両開公民館専門委員)、大曲志津生(長藤地区公民館長、青少年育成長藤支部長、昭代公民館専門委員)、大橋利光(四十丁地区公民館長)、三小田信夫(豊原校区公民館運営委員、上塩塚西地区公民館長)、石橋辰彦(豊原校区公民館運営委員、下塩塚地区公民館長、下塩塚地区公民館副館長)、武藤敦雄(中開地区公民館長)、大津昌拾(作出地区公民館長)、森田一典(六合校区公民館体育副部長、島地区公民館長)、樋口一彦(六



表彰式に出席した皆さん

合校区公民館体育副部長)、大橋信人(ニッ河校区公民館長、ニッ河校区公民館主事) ●スポーツ推進委員 古賀菜穂美、谷畑清光、金縄和枝、高田知史、森山幸一

【問】市生涯学習課生涯学習係 ☎77・8834

消費生活センター

海産物の電話勧誘販売 送り付けトラブルに注意

【事例1】

「お正月用のカニなどの海産物はいりませんか」と自宅に電話があり、断りきれずに注文した。家族に必要なと言われたので解約したい。

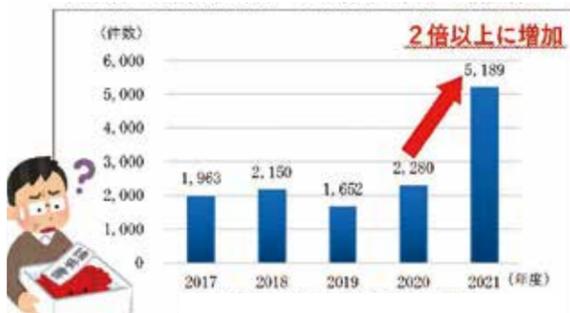
【事例2】

注文していない海産物が届き、代金を請求された。

【アドバイス】

海産物の電話勧誘や送り付けトラブルの相談が全国的に増加しています。事例1は電話勧誘のため、契約書面を受け取った日から8日間はクーリング・オフができます。事例2は送り付け商法です。商品を受け取っても、

海産物の電話勧誘・送り付けの相談件数(国民生活センター)



代金を支払う必要はありません。注文したかどうか分からない商品が届いたら、すぐに消費生活センターへ相談してください。

【問】同センター(市役所大和庁舎1階商工・ブランド振興課内、午前9時~午後4時30分、☎76・1004)